

令和7年2月通常会議 施設常任委員会

議案第45号

大津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について



令和7年3月14日

1 【改正理由】

下水道法施行令により公共下水道又は流域下水道から放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところ、大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準とする改正（令和7年4月1日施行）がされ、滋賀県公害防止条例施行規則についても同様の改正（令和7年4月1日施行）がなされたため、本市の関係条例である大津市下水道条例について影響箇所の改正を行うもの。

2 【改正内容】

第13条第12号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

3 【施行期日】

令和7年4月1日

【参考】新旧対照表（抜粋）

改正前	改正後
第13条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量及び水質が公営企業管理者の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。 (1)から(11)まで（略） (12) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値	第13条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量及び水質が公営企業管理者の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。 (1)から(11)まで（略） (12) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値